

# 参 考 资 料

# これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～17年度

平成18～20年度

平成21～23年度

平成24年度

幼児教育の振興

次世代育成支援改革

**○中央教育審議会  
答申**

(平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

**○中央教育審議会  
幼児教育部会と  
社会保障審議会  
児童部会の合同  
の検討会議**

(平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

**○教育基本法の改  
正**

(平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定(保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保

**○学校教育法の  
改正**

(平成19年6月)

- ・子どもが最初に入學する学校として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

**○幼稚園教育要  
領の改訂**

(平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)

**○幼児教育の無償化  
について(中間報  
告)**

(平成21年5月)

- ・今後の幼児教育の振興方策に関する研究会
- ・幼児教育の無償化は、我が国にとって国家戦略上、喫緊の課題
- ・幼児教育の無償化(幼稚園と保育所に通園する3～5歳児の保護者負担の無償化)に要する追加公費は、7,900億円と推計

**○認定こども園制度の創設**

(平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

**○認定こども園制度の在り方に関する検  
討会**

(平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

**○社会保障審議会少子化対  
策特別部会の設置**

(平成19年12月～)

**○第1次報告**

(平成21年2月)

- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

**○これまでの議論の整理**

(平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

**○緊急経済対策**

(平成21年12月)

- ・幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める
- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

**○子ども・子育てビ  
ジョン**

(平成22年1月)

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

**○子ども・  
子育て関  
連3法  
(※)  
成立**

(平成24年8月)

- ※子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法